

八丈町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (25. 3. 31)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B)／(A)	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 7,990	千円 9,316,573	千円 130,533	千円 1,129,199	% 12.1	% 12.1

(注)人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考)一人当たり の給与費 B/A	(参考)類似団体 の平均一人当たり の給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	千円	千円
24年度	人 168	千円 470,115	千円 90,749	千円 163,719	千円 724,584	千円 4,313	千円 5,537

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

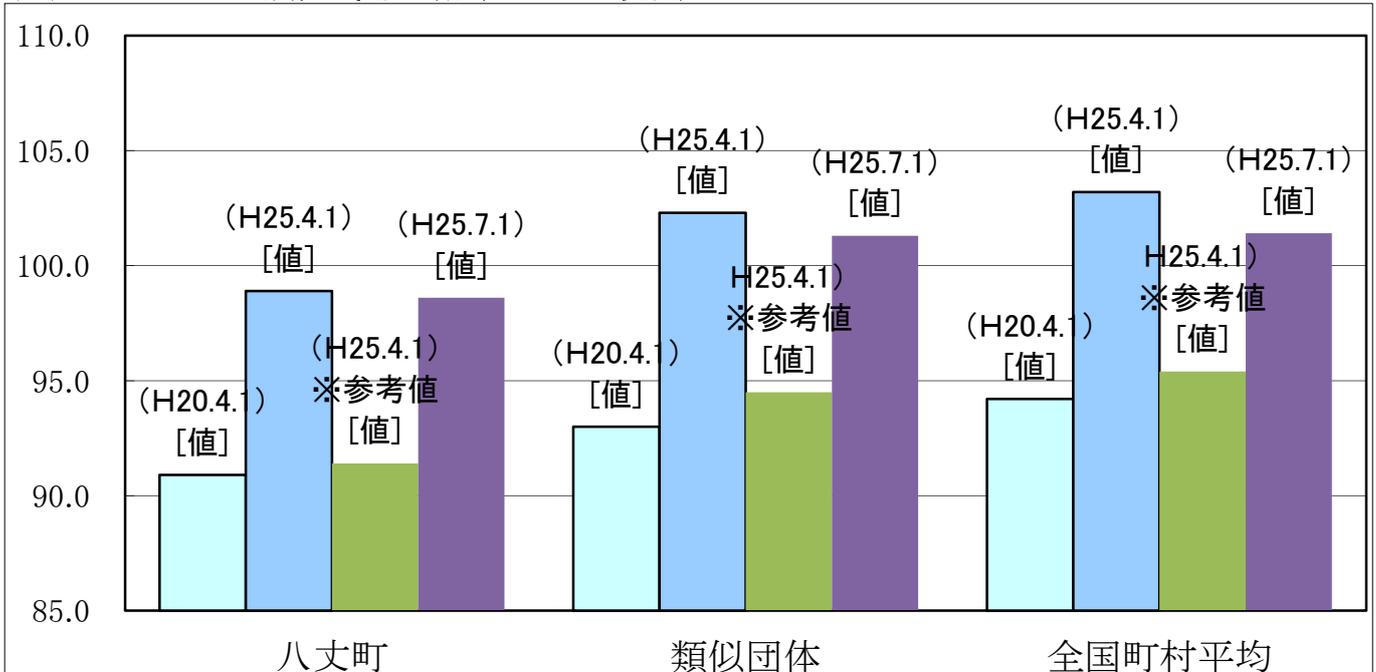
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請などを踏まえた減額措置の取組	減額実施期間または減額を実施していない場合はその理由
既に給与水準抑制済	
抑制済または減額措置の内容	
(給料) H25.4.1ラスパイレス指数:98.1 参考値:91.4 (手当)管理職手当等については、H25.10.1より10%減額	

(その他) 特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八丈町	37.3 歳	258,800 円	300,754 円	285,925 円
東京都	41.9 歳	329,002 円	458,619 円	406,474 円
国	43.1 歳	(減額前)332,446 (減額後)307,220 円	-	(減額前)405,463 (減額後)376,257 円
類似団体	42.8 歳	312,396 円	354,333 円	338,428 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
八丈町	45.9歳	9人	236,678円	263,503円	256,567円	—			
うち調理員	47.2歳	6人	229,117円	257,385円	249,283円	調理士	40.2歳	286,000円	0.90
	*	*	*	*	*				
	*	*	*	*	*				
東京都	47.4歳	1,619人	302,576円	406,213円	370,474円				
国	49.9歳	3,272人	(減額前) 286,850円 (減額後) 272,119円	-	(減額前) 325,400円 (減額後) 309,534円				
類似団体	49.3歳	6人	271,309円	293,088円	282,229円				

区 分	参考		
	年収ベース		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八丈町	—	—	—
うち調理員	3,089千円	3750.8千円	0.82

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22、23、24年の平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種などの比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態などの点において完全に一致するものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)および(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては年間賞与などの額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当などを除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」および「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		八丈町	東京都	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	181,200 円	総合職 (減額前) 181,200 (減額後) 172,557 一般職 円 (減額前) 172,200 (減額後) 163,987
	高校卒	140,100 円	142,700 円	(減額前) 140,100 円 (減額後)
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

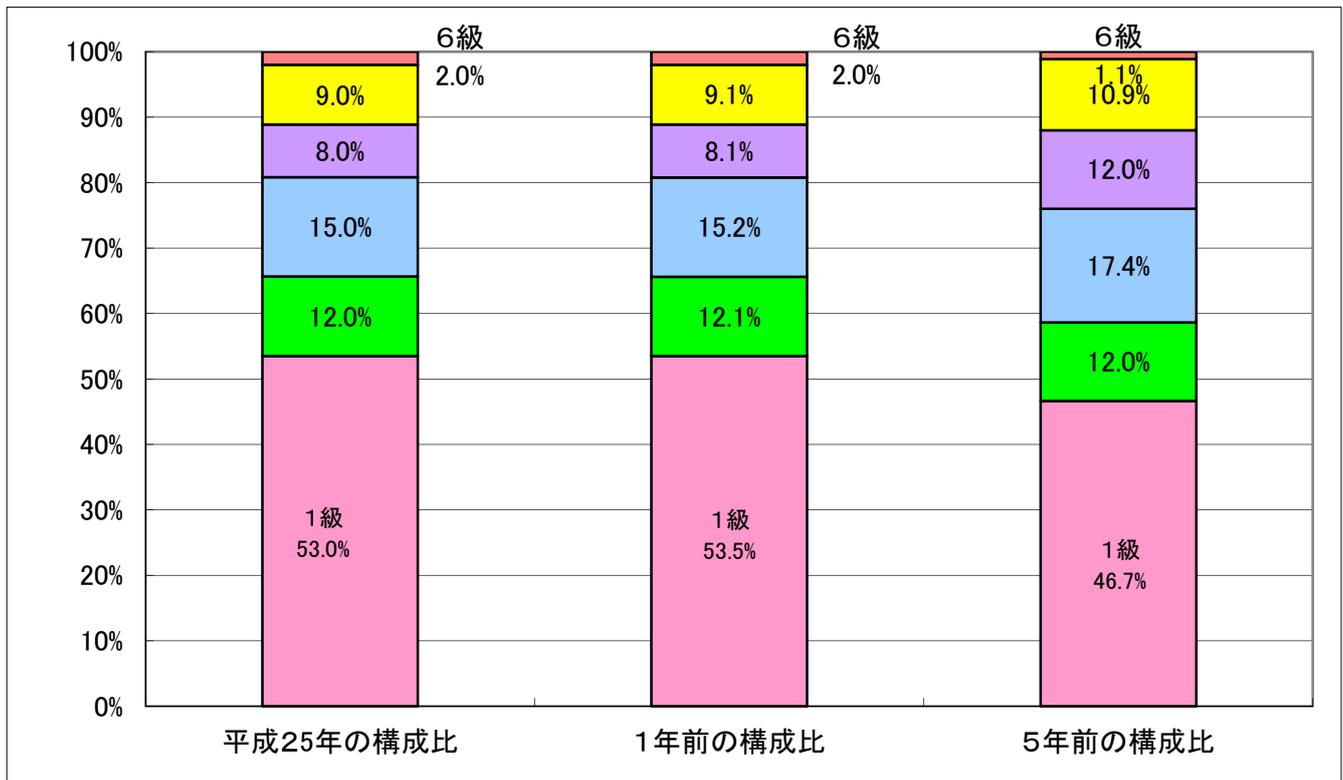
区 分		経験年数10年～14年	経験年数20年～24年	経験年数25年～29年
一般行政職	大学卒	234,900 円	343,500 円	376,800 円
	高校卒	216,600 円	299,200 円	363,700 円
技能労務職		215,000 円	256,700 円	283,700 円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況(25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	統括課長	2人	2.0%	320,600 円	422,600 円
5 級	課長	9人	9.0%	289,200 円	400,600 円
4 級	統括係長	8人	8.0%	261,900 円	388,300 円
3 級	係長	15人	15.0%	222,900 円	354,700 円
2 級	主任	12人	12.0%	185,800 円	307,800 円
1 級	主事	53人	53.0%	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 八丈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、前年の1月から12月を評定期間として、毎年1月に全職員に対して勤務成績の評定を実施。標準で4号俸加算することとし、評定結果により、昇給区分を+2号俸(最上位)、+1号俸(上位)、-1号俸(下位1)、-2号俸(下位2)、-3号俸(下位3)、昇給なし(下位4)に分け、毎年4月1日の昇給日に反映させています。

平成25年4月1日の昇給対象職員(含公営企業職員)の昇給については、次のとおりである。

管理職(標準昇給号数を3号俸に抑制)は、15名中、最上位1名・上位4名であった。

同じく係長級は、51名中、最上位3名・上位7名であった。

その他の職員の行政系職員は、115名中、最上位5名、上位12名、下位(1)4名、下位(2)1名、下位(3)2名であった。

その他の職員の医療系職員は、35名中、最上位1名、上位8名であった。

その他の職員の技能系職員は、20名中、最上位1名、上位5名、であった。

上記以外の職員は、標準の昇給数である。(年齢による抑制措置有り)

区 分		全職種(企業職含む)
25年度	対 象 職 員 数	236
	勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数	47
	比 率	19.9%
		B/A
24年度	対 象 職 員 数	241
	勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数	29
	比 率	12.0%
		B/A

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月を評定月として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

上記の評定結果により、昇給と同様に毎年6月1日および12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率に反映させています。

八丈町	国	都
1人当たり平均支給額(24年度) 1,076千円	-	1人当たり平均支給額(24年度) 1,617千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 職務段階加算 3~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 職務段階加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 職務段階加算 3~20%

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

八丈町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.00 月分	30.16 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.16 月分	39.50 月分	勤続25年	32.83 月分	38.9550 月分
勤続35年	48.16 月分	54.46 月分	勤続35年	46.55 月分	55.8600 月分
最高限度額	54.46 月分	54.46 月分	最高限度額	55.86 月分	55.8600 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 自己都合	8,040千円				
1人当たり平均支給額 勸奨・定年	17,308千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

八丈町は地域手当制度を導入していません。

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	2,311 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	72,219 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	19.4 %			
手当の種類(手当数)	6種類			
代表的な手当の名称 (額・支給者の多い手当)	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	徴収事務に従事した職員	徴収または滞納整理業務	292 千円	日額250円
深夜業務手当	消防職員	消防職員の深夜業務	1,277 千円	1当番700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	41,594 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	382 千円

(6) その他の主な手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人目 11,000円 16歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		17,429 千円	242,069 円
住居手当	世帯主など(公舎居住者を除く)である職員に支給 賃貸住宅(支給限度額) 27,000円	同		16,444 千円	265,226 円
通勤手当	通勤のために自動車など交通用具使用を常例とする職員に支給 交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 交通用具使用者 通勤距離2km以上5km未満 2,000円 通勤距離5km以上10km未満 4,100円 通勤距離10km以上15km未満 6,500円 通勤距離15km以上 8,900円	同		3,812 千円	34,655 円
管理職手当	管理職員に支給(20年度から定額化) 6級統括課長 62,300 5級課長 59,500 課長補佐 55,500	異	支給対象者が異なる	9,681 千円	691,500 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急の必要、その他公務の必要により休日などに勤務した場合に支給 12,000円以内	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬などの状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	な ど
給 料	町 長	776,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円/ 355,000 円	
	副 町 長	659,000 円	675,000 円/ 304,500 円	
報 酬	議 長	300,000 円	370,000 円/ 205,000 円	
	副 議 長	220,000 円	320,000 円/ 164,900 円	
	議 員	200,000 円	300,000 円/ 145,500 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(24年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 776,000円×在職年数×4.0	(1期の手当額) 12,416,000	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	659,000円×在職年数×3.0	7,908,000	任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

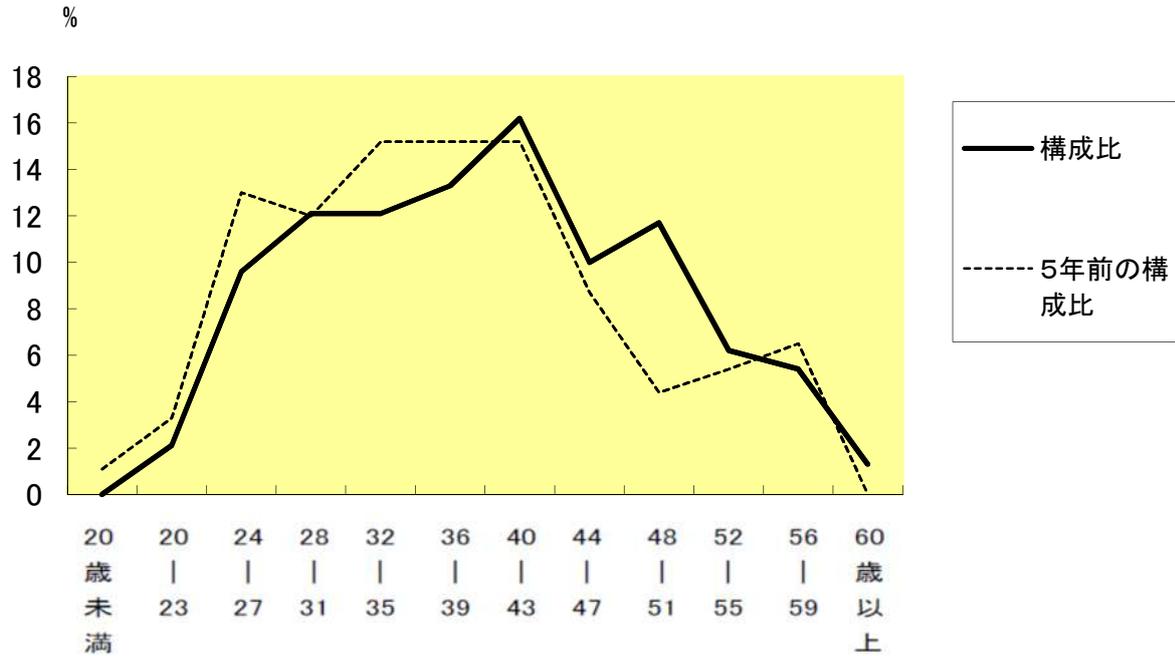
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	3	0	事務統廃合縮小(▲1) 欠員不補充(▲1)その他(▲2)その他(2) 欠員補充(1) 業務増(1) 欠員不補充(▲2)その他(▲1) 業務増(1)その他(1) その他(▲1) 欠員不補充(▲1)その他(1)
	総務	33	32	-1	
	税務	10	11	1	
	労働	0	0	0	
	民生	47	44	-3	
	衛生	13	15	2	
	農水	10	10	0	
	商工	4	4	0	
	土木	10	9	-1	
	計	130	128	-2	
	教育部門	16	15	-1	欠員不補充(▲1) 事務統廃合縮小(▲1) 施設 新增設(1)
	消防部門	23	23	-	
	小 計	169	166	-3	
公 営 企 業 計 画 部 門	病院	47	48	1	欠員補充(1) 事務統廃合縮小(▲1)その他(1) その他(▲1) 業務増(3)
	水道	7	7	0	
	交通	11	11	0	
	その他	8	9	1	
	小 計	73	75	2	
合 計		242	241	-1	
		[275]	[275]		

(注) 1 職員数は一般職（教育長含）に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在・教育長を除く）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	23人	29人	29人	32人	39人	24人	28人	15人	13人	3人	240人

(3)職員数の推移

(単位 人)

区分		20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減
一般行政	職員数	127	126	126	129	130	128	1
教育	職員数	16	13	13	14	16	15	▲1
消防	職員数	23	23	23	23	23	23	0
公営企業など	職員数	80	79	72	71	73	75	▲5
計	職員数	246	241	234	237	242	241	▲5

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数